

中野区教育委員会第39回協議会会議録

開催日時 平成19年11月12日(月) 開会 午後7時12分 閉会 午後7時49分

開催場所 中野区役所教育委員会室

出席委員	中野区教育委員会 委員長	山田 正興
	同 委員長職務代理	高木 明郎
	同 委員	大島 やよい
	同 委員	飛鳥馬 健次
	同 教育長	菅野 泰一

事務局職員	教育委員会事務局次長	竹内 沖司 (欠席)
	教育経営担当課長	小谷松 弘市
	教育改革担当課長	青山 敬一郎
	学校教育担当課長	寺嶋 誠一郎
	指導室長	入野 貴美子
	生涯学習担当参事	村木 誠
	中央図書館長	倉光 美穂子
管理会計室	経営分析・公会計改革担当課長	相澤 明郎
書記	教育経営分野	松島 和宏

傍聴者数 0人

議 事

(協議事項)

- 1 施設使用料の見直しの考え方(案)のパブリックコメント手続の実施結果について
(経営分析・公会計改革担当課長)

午後7時12分開会

山田委員長

ただいまから、教育委員会第39回協議会を開会いたします。

本日は、緊急に報告を受けなければならない案件が生じたため、急遽、協議会を開催させていただきます。

なお、本日は、竹内次長は所用のため欠席です。

いつもですと、各委員及び事務局からの報告を受けるところですが、本日は緊急の協議事項があつて開会した臨時の協議会ですので、お手元のレジュメに沿って進行したいと思います。

また、本日の協議事項に関連して管理会計室から経営分析・公会計改革担当課長、相澤明郎さんに出席を求めていますので、ご了承願います。

<事務局報告事項>

山田委員長

それでは、「施設使用料の見直しの考え方(案)のパブリックコメント手続の実施結果について」、説明をお願いいたします。

経営分析・公会計改革担当課長

施設使用料の見直しにつきましては、区で「施設使用料の見直しの考え方(案)」というものを示しまして、進めているところでございます。

施設使用料の算出方法を改める。「職員人件費」「減価償却費」を含めたフルコストを経費の原価にする。すべての施設の積算方法を統一する。施設の性質別による利用者負担割合を設定する。急激な負担割合を緩和する。団体に対する使用料の減額・免除は、原則として行わないこととし、新たな助成などの仕組みを構築する。このような方針で進めているところでございます。

このたび、この「施設使用料の見直しの考え方(案)」のパブリックコメント手続を行いまして、それをまとめてございます。それについてご説明させていただきたいと思ひます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思ひます。

案件名でございます。区の施設使用料の見直しの考え方(案)についてです。

意見募集期間でございますが、10月19日から11月8日まで行いました。

提出方法別の意見提出者数ですけれども、こちらの表に書いてあるとおりでございます。合計13件となっております。

2枚目をごらんいただきたいと思ひます。

提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方でございます。使用料の見直しについてと、3ページ目の減額・免除制度の見直しと使用料の助成制度について、それと、4

ページのその他の意見というように3項目にまとめてございます。なお、出された意見の同趣旨の意見は一括してまとめてございます。

それでは主な意見の概要と区の考え方についてご説明させていただきます。

使用料の見直しについてでございます。

1番目、受益者負担の適正を図るため改定し、値上げとなると聞いて驚いている。これ以上の有料化はしないほしい。また、2番目ですけれども、趣味を生かして文化的な活動を行っている。使用料が値上げされたら、ささやかな楽しみが味わえなくなる。憲法で保障されている健康で文化的な生活ができなくなる。使用料の値上げは絶対やめてもらいたい。3番目でございますが、「公平性」ということで利用者への負担ではなく、もっと多くの方に利用できる工夫をすることこそ必要ではないか。4番目としては、今回の見直し案を白紙撤回し、地域センター集会室の料金をかつてのように無料に戻すべきである。5番目としては、2006年度決算で105億円積み立てているのに、職員数を削減したり、使用料値上げとは納得できない。撤回してほしいと、このような趣旨の意見でございます。ほかにもこれと同じような意見が数件ございました。

これについての区の考え方でございますけれども、日常生活を営む上で基本的に必要なものとして整備してある区の施設をその目的で使用する場合はこれまでどおり全額公費負担です。例えば地域センターを地域自治活動などで利用する場合などはこれまでどおり無料です。一方、個人の選択性が高く、その利用者の便益に資する施設の経費は利用者によって一定額を負担していただくことが適当であるというふうに考えてございます。その場合の利用者負担は施設の性質などを勘案し、集会室は50%、ホールとスポーツ施設は70%、自転車駐車場などは100%としてございます。今回の使用料の改定は、将来に向けて施設の維持管理や修繕などを充実させて、区民サービスの向上を目指すことを目的としています。このため、施設の使用料の一定額は基金に積み立てることにしていますと、このようになっています。このようなことでの考え方でございます。

次に6番目ですけれども、現在、単式簿記により会計処理をしている区が、使用料の原価に、建物の減価償却費や退職給与引当金を算入するのは妥当ではないということでございます。これにつきましては、減価償却費、退職給与引当金は現在の現金主義の区の会計にはございませんが、費用として発生しています。このため、使用料の原価に算入するというところでございます。

3ページ目をお開きいただきたいと思います。

8 番目です。使用料の上限を 1.5 倍とすることは、受益者の負担の適正化にならない。お茶で和室を使う場合は 100 円、レクリエーションホールを使う場合は 1,000 円、こういったどちらも心身の健康維持のために大切である。1.5 倍は急激な負担増でないということとは言えないのではないかとことです。これにつきましても、確かに、使用料が比較的高い施設というのは、同じ施設で、同じ倍率で掛けますので改定の額も大きくなるということがございますが、本来負担していただく金額と急激な負担増を避けるということの双方を勘案しまして、改定金額の上限を現行料金の 1.5 倍としたということでございます。

10 番目でございます。施設の性質別の利用者負担割合について、スポーツ施設は 70% でございますが、それより引き下げるべきであるということでございます。健康な心身を維持・増進させ、医療費や介護費用の削減に寄与する。地域のボランティア活動に参加し、区政に貢献しているということでございます。これにつきましても、先ほどの回答と基本的に同じでございますが、日常生活を営む上で基本的に必要なものは、その目的で必要とする場合はこれまでどおり無料ですけれども、個人の選択性が高く、その利用者の便益に資する施設の経費は利用者が負担することを基本に、施設の性質などを勘案しまして、集会室は利用者負担 50%、ホールとスポーツ施設につきましてもは 70%、自転車駐車場等は 100%としているものでございます。

次に 12 番目でございます。各施設のコスト・収入について、わかりやすい分類・集計による資料を公開してほしい。これにつきましては、各施設にかかる収入・コストについては、決算数値をもとにわかりやすく、区民に公表することとしていくということでございます。

13 番目でございます。使用料改定については、意見交換会と一部の地域センターでの説明会しか行われておらず、十分周知されていない。パブリックコメント手続も区報に掲載しているとはいえ、不十分であるというようなことでございます。これにつきましては、検討の段階で区報、ホームページで資産額を示した上でお示ししてございます。また、使用料の見直しをしている施設につきましてもは、かなり多くチラシをまきまして、意見交換会などの周知を図っております。全体で行った意見交換会とは別に、各部においても施設の関連団体を中心に意見交換会を行いましたので、幅広い多くの区民の皆さんの意見を伺って検討したというふうに考えてございます。

次に、減額・免除制度の見直しと使用料の助成制度でございます。

助成制度の一つに「高齢者の団体」の記述がございますけれども、これについてももう少し

し具体的に内容を定義して公表してほしいということと、中学校の野球チームの活動は、会費で賄われているのだけれども、子どもの健全育成などの視点も考えて、中学生野球チームの活動を助成の対象に加えてほしいというような内容でございます。これにつきましては、区民団体の公益活動について、現在行っている減額・免除制度を見直して、新たな助成制度を創設することを検討しておりましたが、これにつきましては、さらに区民のご理解を得ていく必要があるというふうに考えておりました、実施時期などについては今後継続して検討していくというふうに考えてございます。

最後にその他の意見でございます。直接関係がないようなものについても質問されておりますので、答えているものがございます。

2番目として、今回の見直しにより、窓口事務が煩雑となっていないかであります。日々の職員の現場事務が簡素化されるのかということにつきましては、窓口事務が煩雑にならないよう工夫していく。また、事務の効率化に向けた改善については今後も努力していくということでございます。

3番目としては、パブリックコメント手続に当たり、もう少し目に入るように工夫してもらいたいというような意見もございました。これにつきましては、パブリックコメント手続の意見募集期間中は、トップページに項目を表示できるよう改善していくということでございます。

その他、パブリックコメント手続を行う場合は、関係者が身近なところで資料を閲覧してほしいでありますとか、個別に上鷺宮地域センターのテニスコートなどについて意見がございました。これにつきましては、右側の区の考え方のように考えているわけでございます。

以上でございますけれども、これにつきましては、パブリックコメント手続の実施結果ということで、最終的に施設使用料の見直しの考え方については、一部内容を訂正することとはございません。今まで区が示してきた使用料見直しの考え方とおりの最終的には決定していきたいと思っております。

以上、簡単ですけれども、これにつきまして、ご協議いただければと思います。

山田委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

飛鳥馬委員

意見の中の3番とか1番とかにかかわることかもしれませんけれども、ねらいといいます

か、そのところとのかかわりでもあると思うのですが、つまり、最初に課長さんからも説明されたように、昔は公費で全部賄ったけれども、最近は全部やり切れないのでこういう方法を導入されてきていると思うのですけれども、公的にこういう施設を設けるということは、区民の健康維持とか、あるいは精神安定とか、いろいろそういうことに資するために、そして、比較的安い料金でというところがあると思うのです。したがって、簡単に言ってしまうと、値上げしたら利用者が減ったとか、そういうのでは困るのだろうと思うのです。それから、今現在施設によって違うと思うのですけれども、くじ引きをしなければ、順番を待たなければ使えないところと、比較的使いやすく、あいているところとかと、そういう利用状況もあると思うのです。一律に考えなくてもいいのかなと思うのですけれども、そういうことを考えたときに、もうちょっと細かいところの工夫が必要かなと思うのです。

経営分析・公会計改革担当課長

まず、今回の使用料の見直しの考え方ですけれども、今まで無料だったところを有料にするということではございません。例えば地域センターであるとか、男女共同参画センター、消費者センター等、設立の目的に合って利用される分については今までどおり無料ということになります。ちょっと抽選のような話が出されましたけれども、例えば抽選で集会室を利用できる方と、抽選で外れた方、そういった方の公平性なども考えまして、当然、今までもそういう考えなのですけれども、利用された方についてはそれ相応の負担をさせていただくというのが原則的な考え方です。さらに利用者負担割合というのを勘案した。

今回は値上げというようなことで意見が出されましたけれども、新たに原価を全部見直して計算をしたということになりますので、施設によっては値下げになる施設もございません。教育委員会の関係の施設でいえば、鷺宮体育館のプールなども値下げになりますし、据え置きという施設もあります。そういう意味で、公平性をここで図ったというふうに言えるのではないかと考えております。

飛鳥馬委員

そういう考え方でよろしいのだろうと思うのですけれども、単純に見れば、たくさんの区民の方に安い料金で使っていただくと、そういう考え方もあるだろうと思うのです。というのは、先ほど改善ということではなくてということを行いましたけれども、例えば定期券みたいなものを発行するとか、回数券をつくるとか、そういうことも考えられるのかなと思うのです。

この前ちょっと中国に行って、中国の老人たちは、公的な市の公園で入場料をとられる有料のところなのですけれども、そこにすごくたくさんの人が歌を歌ったり、ダンスをやったり、すごいのですよね、元気に中国の人は年をとってもみんなとコミュニケーションをとりながら、いろいろなことをやりながら老後を過ごしたいと思っている。1人でジョギングしたりとか、そういう一面があったのです。そのときに、入場料はどうしているのですかといったら、ある一定のところまでは入場料をとるのですけれども、定期券を発行していて安いというのです。いろいろな文化財とかを見る観光客がいっぱい来るような奥のほうはさらに入場料が違って、定期券を発行していないと。一般の人が自由に遊べるようなところというのは、たくさん来て遊んでいて安いんだそうです。だからみんな来るといって、そういう話があったのです。すごい発想だなと思いました。考えれば、日本の都立公園とか国立公園でもそういうことをやっているかどうかかなのですね。要するに、きれいにして維持するのではなくて、みんなに使ってもらおうと、楽しんでもらおうと。健康のためだと、そういう発想が必要なのかなと思って、今のことをちょっとお聞きしたのです。

経営分析・公会計改革担当課長

区の貴重な財産を区民に有効に、多くの人に使っていただくというのは本来の目的だと思っております。

今回、使用料の見直しということで一部上がる場所もございますが、施設の利用がしやすくなるように、今言ったようなことも一つの考え方だと思います。それぞれの施設でさらに区民のサービス向上のために考えられるところは考えていく、そんなことも合わせて必要であるというふうに考えてございます。

高木委員

私は学校の経営をしていますので、個々の施設について費用を積算するというのは当然なのかなと。公会計は、単式簿記ですけれども、学校法人も複式簿記ですけれども、減価償却費を計上しても早期に計上できるわけではないので、そういう意味では同じで、個々の施設についてどれぐらいのコストがかかるのかというのを区民に明示して、それを共有することは賛成です。

ただ、ここに来ていらっしゃる方々は多分大きく二つ疑問があると思うのです。

一つは、50%、70%というのがちょっとよくわからない。何でスポーツが70%で集会室が50%なのと。文化よりスポーツは劣っているのみたいな、そういう印象を与えてしまっ

たのはちょっと失敗だったかなと。あと、引き続き現行と同じように減額免除ではないのですけれども、施設利用料の助成をしますよといいながら、全貌が明らかになっていないので、やっぱりちょっと疑心暗鬼になってしまっているかなというのがあるのです。ですから、本当はそういうところがもうちょっと説明できて、例えば上がったとしても、今これぐらいですよというところでもう一步踏み込んで説明ができると、広い意味での区民サービスという点ではよかったかなと思うのです。

感想みたいなことで申しわけないのですけれども。

経営分析・公会計改革担当課長

まず、利用者負担割合は非常にわかりづらいという面もあるので、やはり受益者負担というようなことを考えまして、区が100%税で負担する分。また、区民が100%、利用者が負担するという間の中で、まず半々があるだろうというようなことで、それも集会室は50%なので、民間のところでは小さい集会室などはなかなか提供されないだろうと。ホール、スポーツは70%なので、全部とは言いませんけれども、ある程度民間にもそういう施設がある。あるいは個人の趣味というような度合いもあるだろうというようなことで、50%から100%の間というような意味合いもありまして、そのように設定しているものでございます。

今、新しく使用料を改定するようなこういった動きが各自治体であるのですけれども、これと同じ率とはいいませんが、やはり同じような考え方で、50%、あと何%というような区分を設けている自治体もございます。そういったものを参考にしてこのたびこういった利用者負担割合というものを設けたものでございます。

また、後段の減額・免除を団体に対して行わない、それに対して助成金の仕組みをとということで考えておりましたが、やはり、今、委員に言われたように、なかなかわかりづらいということもあります。これにつきましては、こちらで区の考え方をお示ししたとおり、今回、区の方では7月1日から使用料の見直しと同時にこういう仕組みを行うということで進めてきましたけれども、まだ十分に区民の方に理解されていないというようなこともかんがみまして、もう少しこれにつきましては継続的に検討して、実施時期等については、また改めて考えるということにしたものでございます。もっと端的に言いますと、今までどおりの減額免除は当面行っていくということにしているものでございます。

高木委員

飛鳥馬委員も先ほどおっしゃったように、教育委員会としては健全なスポーツ活動等々

は奨励するところですので。今もお話がありましたけれども、多分、お考えのところ、助成制度等々である程度従来の活動が担保されるのかなと。ただ、それが残念ながら区民の方に伝わっていないなというところがあるのです。基本的な考え方について反対するものではないので、ぜひそういった、きちっとした助成制度をつくっていただいて、受益者負担はある程度仕方がないと思うのですが、やはり、区民の健康、スポーツあるいは文化に大きく寄与するものについてはなるべく区民の負担が過大にならないような形で運用をお願いしたいと思います。

大島委員

ちょっとよくわからないので説明をお願いしたいのですけれども、2ページの区の考え方の上のほうのところ、施設をその目的で使用する場合はこれまでどおり全額公費負担ということなのですが、一つは、無料になる場合というのが、例えば地域センターだと地域自治活動ということなのですが、だれが無料か有料になるものか判断するのか。その基準がどうなっているのか。例えばイメージで言うと、地域センターで町会の集まりなどは無料なのか。何とか教室などというのを営利でやるような人が会場を借りるというのだったら有料とか、そういうイメージであればわかりやすいのですけれども、もうちょっとそんなはっきりしないような、PTAの集まりはどうなのか、その辺の基準がどうなのかなということと、例えば体育館のようなスポーツの施設だと、この言葉で読むと、スポーツ施設をスポーツのために使うのだったら全額公費負担というふうにならないのかなとか、その辺の基準というか、考え方をお願いします。

経営分析・公会計改革担当課長

まず、前段の地域センターの例をご紹介します。これは区民自治活動の拠点となる施設なので、区民自治活動であるとか、子どもの健全育成、保健福祉活動、こういったものは本来の趣旨なので無料なのですけれども、その部屋を趣味活動で使うような場合は有料になっているということです。本来の施設の目的であれば無料なのですけれども、一部有料になっているものもございます。

また、ここの説明で、今言われたように、文化、スポーツ施設については、確かに目的の中でも原則有料施設なので、これについては今も負担をしていただいています。区の考え方の中で、厳密に言いますと、そのところを説明しなければいけないのですけれども、非常に長くなってしまっていてわかりづらくなるということもありまして、このような表現にしているわけなのです。文化、スポーツ施設につきましては、目的内でもご負担を今でも

いただいているところでございます。

教育長

念のためにちょっと伺いますけれども、4ページの2番「今回の見直しにより、窓口事務が煩雑となっていないか」ということですが、答えは「今回の見直しにより窓口事務が煩雑とならないように工夫します」ということなのではございますけれども、何か煩雑になることがあるのですか。

経営分析・公会計改革担当課長

実を言いますと、この意見そのものが減額免除の廃止の助成金で忙しくなるということをご質問されているのか、あるいは使用料の改定により忙しくなるのかというのが文面上ちょっと読めなかったので、トータル的に書いているわけですが、基本的には窓口が煩雑になるようなことはないというように考えてございます。

教育長

それであればそのような回答のほうがよろしいのではないのでしょうか。

経営分析・公会計改革担当課長

では、そのように工夫させていただきます。

山田委員長

私から1点お尋ねしたいのですが、「施設の使用料の一定額は基金に積み立てることにしています」という文面がありますが、一般に区にある基金というものは、使途・目的が固められた資金として運用するのか、それとも全体でプールして、その都度必要なものを使っていくのか、その辺がはっきりしませんと、この積み立てたものがほかのものに流用されることが懸念されますが、その辺はいかがでしょうか。

経営分析・公会計改革担当課長

基金は特定の目的のために条例で設置されて、それに積み立てているというものでございます。今、区の考え方の中に、財政調整基金の中にはそういった施設の改修、将来的なもの、そういう考えで一部積み立てているということもございます。これからちょっと検討したり、具体的にはどのぐらいの額を入れていくのかということは考えていくのですが、特に施設使用料の減価償却費の分につきましては、将来の施設の大規模改修であるとか、建てかえとか、そういう目的のために一定額を積んでいくこと、そういったことにしていくということにしてございます。

山田委員長

もう1点ですけれども、単式簿記を将来的にそのままいくのか。というのは、公益法人会計基準などを見ますと、かなり複式簿記的な考え方、バランスシート、もしくは投資的経費というようなことが述べられていますけれども、そういったものにして、単年度ではなく経年的なものにしたほうがその流れとしてわかりやすくなるのではないかなと思うのですけれども、そういう会計基準の導入はいかがでしょうか。

経営分析・公会計改革担当課長

私どものほうで今、経営分析・公会計改革担当という部署におりまして、まさに委員長ご指摘のとおりのようなことで改革を行っているわけですけれども、現在の行政が行っている現金主義の会計は法律に基づきまして処理が決まっているものなので、これにつきましてはずっと行っていく。さらにその上で発生主義的な会計から、ここで言う、減価償却費であるとか、退職給付引当金繰入額とか、そういった目に見えないコストを把握していくというような、今の仕組みにプラスして行うというようなことで今改革に取り組んでいるところでございます。

飛鳥馬委員

何年か先に複式に変えるとか、そういう見通しはないのですか。

経営分析・公会計改革担当課長

今お答えしたとおりなのですけれども、今の区のやり方は法律に基づいてやっている現金主義ということなのですけれども、国の方針も私どものほうに情報が来ていますけれども、それを変えてやるということにはなってございません。あくまでも、区の今のやり方の上にさらに足して発生主義的な会計から、こういった公会計の仕組みをプラスして構築していくということで、そういうような方針で進めていくということでございます。

山田委員長

もう1点ですけれども、4ページ目の3にありますように、区のいろいろな案につきましてパブリックコメントを求めたケースが今回で何回目かと思えますけれども、私たちもパブリックコメントの区民への情報公開、周知といいますか、それがまだちょっと不十分ではないかなということがありますので、ぜひこの3のところでは求められている意見、それからそれに対してトップページに項目を表示するとか、区民にわかりやすいようなことでパブリックコメントを表示して、それに対して適切な意見が挙がるようなシステムづくりが大切なのではないかなとこの3を見て思いました。これは追加でございます。

経営分析・公会計改革担当課長

ここにも書いてありますとおり、可能な限り、少しでも多くの方に意見をいただくのがパブリックコメントの趣旨だと思いますので、改善するところは改善していきたいというふうに考えてございます。具体的なホームページの掲載につきましては、これから行う区のパブリックコメント手続についても、この方の意見が反映されるというようなことで、一つの改善かなというふうに考えてございます。

大島委員

今後の進行のスケジュール的なことをついでにご説明いただけますか。

経営分析・公会計改革担当課長

このパブリックコメント手続が終わりまして、区の見直しの考え方を決定いたします。それに基づきまして、この考え方にに基づきまして、各施設の設置条例の改正の手続を進めていっていただく。各部につきましてはもう既に進めていただいているところです。第4回区議会の定例会に条例の改正案を区長が提案するというので、それから議会の審議に付すということになってございます。それで、議会の議決をいただきましたら、使用料の改定は来年の7月1日から施行という予定でございます。

教育長

これは案ですので、これにつきましては、きょうの意見を踏まえて、最終的に若干変わる可能性はありますよね。それをちょっと確認したいのですけれども。

経営分析・公会計改革担当課長

きょう、教育委員会でご意見をいただいて、直さなければいけないところもございしますので、そういったところは私どものほうで今のご意見を踏まえて、最終的に直していきたいというふうに考えておりますので、お任せいただければというふうに考えてございます。

山田委員長

今の課長からのご発言のとおり、一部修正もあり得るということでございますけれども、教育委員会としては、ただいまの協議内容を含めまして、この資料のとおり、大筋で区の考え方ににつきまして了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全員了承)

山田委員長

それでは了承したいと思います。

なお、本日の協議に基づいた上で、今後、文言修正などにつきましては、教育委員会としては教育長に一任したいと思いますのですが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

山田委員長

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議事は終了いたしました。

委員の皆さん、本日は緊急に協議会を開会させていただきまして、ありがとうございます。
す。

これをもちまして、教育委員会第 39 回協議会を閉じます。

午後 7 時 4 9 分閉会